

2021. 4. 9

トリチウム汚染水の海洋放出計画に「三陸の海を放射能から守る岩手の会一同」より抗議文を提出しました。

○ 三陸の海を放射能から守る岩手の会として提出文は環境基本法違反に焦点をあわせました。
以下です。（小泉環境大臣，河野太郎大臣へも同内容で発信しました。）

菅 義偉 総理大臣 殿

福島原発事故で発生した汚染処理水の海洋放出は環境基本法違反ではありませんか

標記汚染水の海洋放出は天恵の海への恩を仇で返す行為ではないでしょうか。

1993年11月に環境を守り，これを将来に引き継いでいく国民の強い意思として，両議院とも全会一致で環境基本法が成立しました。基本法理念（第三条：限りある環境を健全で恵み豊かなものとして維持すること，第四条：環境への負荷をできる限り低減すること，第五条：国際的協調による地球環境の保全），第六条（国の責務）としてこれらの「基本理念にのっとり環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し，及び実施する責務を有する。」とあります。

汚染水の海洋放出はこの基本法の理念を全て否定することになるのではないのでしょうか。しかも，実施者は国であり「国による不法行為」になるではありませんか。我が国は法治国家だったはずで，環境基本法に照らす時，どのように放出を説明できるのでしょうか。

環境基本法の精神は原子力事故で一変してしまいました。取り返しがつかない放射能による汚染がありました。しかし，その後の後始末についてこの国の倫理的あり方が今国内・国際的に問われています。古来海洋国として海の恵みにより私達は生かされてきました。この豊穡の海に除去できない放射性物質トリチウムを高濃度含む汚染水を放出することは，自然への冒瀆かつ国の責任の放棄ではありませんか。汚染水の貯留容量を増やしトリチウムの半減期により自然界の濃度まで減衰することを待つことが差し当たってベターな選択ではないのでしょうか。ご検討ください。

三陸の海を放射能から守る岩手の会一同